令和７年度第２回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年５月９日（金）午後３時３０分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第５条の規定による農地転用計画変更承認申請処理について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第４号　令和６年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２３名）内農業委員出席１４名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	欠　席	3	平津　清
4	加瀬　芳枝	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	欠　席	17	嶋田　正明	18	欠　席
19	向後　繁範	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	鈴木　正明	23	石毛　　清	24	宮内　春雄
25	早船　徳治	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　２番加瀬　明委員・１６番岩瀬　定雄委員・１８番野口　英夫委員

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

	――――――　午後３時３０分開会　――――――
議　長	それではただいまより、令和７年度第２回銚子市農業委員会総会を開会

いたします。本日の欠席者は、議席番号２番加瀬　明委員・１６番岩瀬　定雄委員・１８番野口　英夫委員の３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号６番　　信太　庄一郎委員

議席番号７番　　髙橋　律子委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

（○○委員退席）

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、春日町２３０２番４、登記簿地目畑、現況畑、地積２３１㎡です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線三崎町セブンイレブン三崎１丁目店から上野町方面に右折し４００m進み右折し、突き当りの手前の道を右折し２０m先の右側です。現在は、キャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、隣接地を耕作している譲受人に耕作してもら

いたいためです。譲受人は、譲渡人の希望によります。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（○○委員着席）

議　長　　順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は高神東町１３０３番、登記簿地目畑、現況畑、地積４５９㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、高神東出荷場から犬吠方面に３０m進み右折し、３０m先の右側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、会社員であるため、耕作や管理ができないためです。譲受人は、耕作面積の拡大を考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○市○○　○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は八木町８３４６番、登記簿地目畑、現況畑、地積２９６㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、旧銚子八中入口から４００m先を右折し、８００m進んだ右側です。現在はキャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、後継者がいないため経営規模を縮小します。譲受人は経営規模を拡大のため、自宅から近い耕作に効率的な申請地を取得します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の４

○○委員　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による解除条件付き賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○株式会社代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町(亡)○○○○相続人○○○○持分１/４外３名です。申請の地番、地積は見晴台６６番１、登記簿地目畑、現況畑、地積１，６５５㎡の内１，０００㎡です。申請地は、農振農用地区域内であり、現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、長塚町銚子西中の信号を左折しイオン方面に進み、七ツ池から１００m坂を上り右折し、５００m進み左折し、５０m進んだ左側です。現在は重機にて土おこしをしていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢のため規模を縮小したいためです。譲受人は、さつまいもと大根を輪作することで相乗効果があることを実証したい。実証出来たら、周辺の大根農家にさつまいも栽培を勧め、銚子の新たな産業にしたいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組む計画であり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、譲受人が新たに農業を始める計画であるため、第１調査区において５月２日調査会の際に譲受人においでいただき、営農計画等について確認をいたしました。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号と議案第３号は関連がありますので一括議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

議案第２号順位１番と議案第３号順位１番・２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１・議案第３号の１・２

○○委員　それでは、議案第２号順位１番と議案第３号順位１番・２番については関連がありますので一括してご説明申し上げます。まず、議案第２号順位１番についてご説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請です。当初の計画者は、○○町○○○○（持分２/６)外４名、申請の地番、地積は、犬吠埼１０２０６番３、登記簿地目畑、現況畑、地積２３１㎡外１筆合計地積２８３㎡です。当初の計画は、専用住宅を建てる予定で申請地を購入しましたが、転用許可後転勤等諸々の事情が重なり断念し、現在に至ります。承継計画につきましては、議案第３号順位１番・２番と同一ですから、そちらで説明いたします。

次に議案第３号順位１番・２番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○（持分２/６)外５名です。申請の地番、地積は犬吠埼１０２０６番３、登記簿地目畑、現況畑、地積２３１㎡外２筆合計地積４９５㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、県道外川港線の新築された外川郵便局の県道を挟んだ前です。現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されおり、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟建築面積１３７．４６㎡です。工期としては令和７年６月３０日から令和７年１０月３０日での予定です。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。申請地は、風致地区内ですので、市都市整備課への申請及び国定公園特別地域のため、県土木事務所への申請もされております。汚水・雑排水については、浄化槽処理後公共側溝へ放流します。雨水は、宅地内浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いい

たします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町有限会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小畑新町７７８９番１、登記簿地目畑、現況畑、地積５２４㎡です。申請の用途は、駐車場１０台用地です。申請地の場所は、犬吠埼から愛宕町方面に向かい、小畑町のローソンから１５０m 先の右側です。現在はロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場１０台分４×５m８台分、５×６m２台分の２２０㎡です。工期としては、令和７年８月１日から令和７年１２月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）
議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第３号の４
○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○市株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、芦崎町９５５番、登記簿地目田、現況田、地積６７４㎡です。申請の用途は、農機具及び廃棄物用コンテナ置場用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、芦崎町カインズホームの手前石川商会の左側の道を進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、農機具置場３台、コンテナ置場４台となっております。工期としては、令和７年６月２０日から令和７年８月１０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりです。本申請地については、第１種農地ではありますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の２分の１を超えないことから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議　長　　担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
（なし）
議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の５

○○委員　　それでは、順位５番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は○○町株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小浜町２３２３番、登記簿地目畑、現況畑、地積４６２㎡です。申請の用途は、駐車場１２台用地です。申請地の場所は、国道１２６号線を旭方面向かい小浜工業団地入口の信号を右折し３００ｍ進み右折し、２００ｍ進んだ右側です。現在は駐車場として整備済でした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場１２台分です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、敷地内浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書　今回農地法第５条の規定による許可申請をするにあたり、下記の経緯により土地を使用したものであります。令和６年に現貸家の住民から貸家住宅の増設の要望があり貸家住宅の増設を行うことといたしました。増設に伴い貸家住宅の駐車場の確保が困難となり今回の申請地２３２３番の土地を貸家住宅の駐車場用地として砂利を敷き貸家住宅４棟の駐車場として使用してしまいました。農地法の趣旨や手続きをきちんと理解せずに、誠に申し訳なく関係機関には多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。今回銚子市農業委員会から農地法所定の手続きを得て適切な対応を行うよう指導を受けました。今後は、農地法を遵守し、このようなことを再び繰り返さないようお誓い致しますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。申請の内容は以上です。本申請地については、第１種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集

落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　東側に農地が広がっているので、第１種農地という判断か。

事務局　　農地の広がりが１０ｈａ以上ありますので第１種農地ですが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外規定によります。

○○委員　　始末書付きであるが、始末書を提出すれば、いいのか。

事務局　　始末書を添付すればいいということではありません。

議　長　　ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位６番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の６

○○委員　　それでは、順位６番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町５２１番、登記簿地目田、現況田、地積１，０３１㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、森戸町の信号を左折し２００m進んだ、エルカナ森戸ホール駐車場の裏です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１４０枚・パワコン９台を設置する予定で、工期としては令和７年７月１日から令和７年７月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証

明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位７番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の７

○○委員　　それでは、順位７番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町５７６番、登記簿地目田、現況田、地積９１９㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、忍町のセブンイレブンから５００m進み左折し３０m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１４０枚・パワコン９台を設置する予定で、工期としては令和７年７月１日から令和７年７月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、

お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位８番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の８

○○委員　　それでは、順位８番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町５７７番、登記簿地目畑、現況畑、地積７２０㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、忍町のセブンイレブンから５００m進み左折し３０m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１３９枚・パワコン９台を設置する予定で、工期としては令和７年７月１日から令和７年７月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位９番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第３号の９
○○委員	それでは、順位９番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町５８４番１、登記簿地目田、現況田、地積５７９㎡外２筆合計地積１，２６７㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、忍町のセブンイレブンから５００m進み左折し１００m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１４０枚・パワコン９台を設置する予定で、工期としては令和７年７月１日から令和７年７月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議　長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
○○委員	順位６番から９番について、譲受人が同じ会社であるが、新規の会社か。
事務局	新規の会社です。
議　長	ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。 （なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。議案第４号について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　　令和６年度の最適化活動の目標に対する点検･評価（案）について、ご説明いたします。Ａ３の令和６年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検･評価と別紙様式５令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表を合わせてご覧ください。

初めに作成の『趣旨』を申し上げます。農業委員、推進委員が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り等多岐にわたります。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があります。このため、農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表することとなっています。決定の方法については、本総会で決定したものを銚子市のホームページ上で公表します。

ではさっそく、内容についてご説明いたします。まず、別紙様式５の令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。農業委員会の状況について、農家数・経営体数・農業者数の数値については、２０２０農林業センサスの数値を用いております。認定農業者等の部分は農産課からデータ提供を受けたものです。また、耕地面積については令和６年度の耕地及び作付面積統計の数値を用いております。２ページをご覧ください。最適化活動の成果目標、（１）農地の集積です。令和６年度末の集積率は、５９．１％でした。また、集積率の目標は、千葉県の指針でおおむね１０年後とされているため、目標

年度を令和１５年度、集積率を６０．０％としました。これに対し実績として、令和６年度末の集積面積が１，５０１ｈａ、集積率は５９．１％でした。担い手への農地の集積というのは、認定農業者などの担い手へ農地を集積したものを指しますが、５年ごとの認定農業者の更新者数が減ったため、目標を下回ったものと思われます。今後も引き続き、農用地利用集積を推進します。次に（２）遊休農地の解消についてです。令和３年度末の遊休農地を５年間で解消するということとなっており、令和３年度末の遊休農地面積が３７７ｈａで、これの５分の１にあたる７５ｈａが、解消目標でした。３ページをご覧ください。これに対し、令和６年度の解消実績は２６ｈａでした。また、前年度中に発生した新規遊休農地は、その次の年度に全て解消することが目標となっておりましたが、前年度に発生した２６．４ｈａの新規発生遊休農地のうち、解消したものは２．４ｈａでした。新規・再発生により全体的に遊休農地は増加傾向にあり、今後も監視・指導を行い、現存する遊休農地の解消と新規発生の防止に努めることとします。続いて、（３）新規参入の促進ですが、令和６年度は、４経営体２．３ｈａの新規参入がありましたが、公表をしていないので、同意・公表面積は０ｈａです。つづいて、４ページの最適化活動の活動目標です。１人当たりの月の活動目標日数は、１０日とし、９月１０月１１月を活動強化月間と位置づけ、遊休農地の解消や農地の集積を推進しました。実績としては、農業委員・推進委員全員の月当たり活動日数の平均は、１０．０１日でした。５ページをご覧ください。年に１回は新規参入相談会へ参加し、新規参入の促進を推進するという目標を設定しておりましたが、参加はありませんでした。次に、農業委員・推進委員の点検評価結果ですが、国の通知で評価方法が定められており、「a 目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」「b 目標に対して期待を上回る結果が得られた」「c 目標に対して期待どおりの結果が得られた」「d 目標に対して期待をやや下回る結果となった」とされています。この a から d の定義については、活動日数の平均を基準にし、a を 13 日以上、b を 11 日以上 13 日未満、c を 10 日以上 11 日未満、d を 10 日未満と設定しました。活動日数の平均は、１０．０１日でしたので、目標達成状況の評語「ｃ目標に対して期待どおりの結果が得られた。」としました。６ページをご覧ください。農業

委員会の事務の実施状況です。臨時総会がありましたので２月に２回総会を開催しました。令和６年度の農地法３条の処理件数は５０件、農地法４条、５条農地転用の処理件数は５８件でした。違反転用については、前年度と同様です。以上で令和６年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検･評価（案）についての説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部会長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会長　　本件につきましては、５月２日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議　長　　ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（〇〇委員退席）

議　長　　議案第５号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位１０番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第５号

事務局　　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から１０番についてご説明申し上げます。本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。

設定者は、○○町○○○○外５名。被設定者は、○○町○○○○外６名。申請の地番・地積は、高田町７丁目１５５８番２　登記簿地目雑種地、現況畑、地積４５９㎡外田４筆、畑２６筆合計地積３２，３０２．９３㎡です。その内容ですが、順位１番から１０番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、田４筆　畑３１筆、合計地積は３２，３０２．９３㎡です。以上順位１番から１０番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（○○委員着席）

議案書の８ページから９ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第２回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後５時００分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員